

## 令和8年度 第1回 笠岡市行政協力委員長・副委員長会議 次第

と き：4月22日（水）10：00～

ところ：保健センター（ギャラクシーホール）

- 1 開 会 金藤副会長あいさつ  
栗尾市長あいさつ  
大月議長あいさつ

### 2 報 告

- (1) 委員長・副委員長の異動について

### 3 協 議

- (1) 行政協力委員長協議会の役員改選について
- (2) 「日赤会員増強運動」協力依頼について 福祉総務課
- (3) 開庁（窓口受付）時間短縮試行のお知らせ 総務課
- (4) コミュニティ助成事業（宝くじ助成金）について まちづくり課
- (5) 市民活動総合補償保険について まちづくり課
- (6) 地区集会所施設整備費補助金について まちづくり課
- (7) 広報紙への折り込みについて
- ・子育て応援情報について（7月号） 子育て支援課

### 4 報告事項・その他について

- (1) 親睦会決算について
- (2) 研修視察について
- (3) その他

	と き	と ころ
第2回 本会議	8月26日（水）10：00～	保健センター（ギャラクシーホール）
第3回 本会議	11月18日（水）10：00～	保健センター（ギャラクシーホール）

- 5 閉 会 副会長あいさつ

# 行政協力委員長・副委員長 の役割

①委員長・副委員長会議  
への出席

(4/22(水)、8/26(水)、11/18(水))

②伝達・

各家庭への

共有を依頼

行政協力委員

各家庭へ

共有

各家庭

## 笠岡市行政協力委員規則

昭和 42 年 4 月 1 日 規則第 14 号 (最終改正 平成 21 年 2 月 5 日 規則第 1 号)

(目的)

第 1 条 この規則は、本市の市政推進に関し住民と緊密なる連携を保ち、その福利増進と行政の浸透を図ることを目的とする。

(委員の設置)

第 2 条 前条の目的を達成するため、市内の各組に笠岡市行政協力委員(以下「委員」という。)を置く。

(委員の届出, 任期等)

第 3 条 委員は、前条に定める組の住民による民主的な選出又は推薦により、笠岡市に届出された者とする。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任は妨げない。任期の中途に届出された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 後任の委員が決まらない間は、前任の委員が引き続きその職を行う。

(委員の任務)

第 4 条 第 1 条の目的を達成するため、委員の行う業務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) その区域内における市民の要望及び意見の取りまとめに関すること。
- (2) 市の広報事項及び周知連絡事項等の伝達に関すること。
- (3) その他市の発展と市民の福利増進及び公共的募金のとりまとめ等必要と認められること。
- (4) 災害救助等の連絡に関すること。

(役員の届出, 任期等)

第 5 条 委員相互の連絡と円滑な運営を図るため、組の連合体に委員長 1 人及び副委員長若干人を置く。

2 委員長及び副委員長は、組の連合体から民主的な選出又は推薦により笠岡市に届出された者とする。

3 委員長及び副委員長の任期は、2 年とする。ただし、再任は妨げないものとし、任期の中途に選出された委員長及び副委員長の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会)

第 6 条 委員長相互の連絡と円滑な運営を図るため、協議会を設ける。

2 協議会に会長 1 人、副会長若干人、理事若干人を置く。

3 理事は、委員長の互選による。

4 会長及び副会長は、理事の互選による。

5 会長、副会長及び理事の任期は、委員長の任期による。

(報償金)

第 7 条 委員長及び委員には、毎年予算の範囲内において報償金を支給するものとする。

(その他)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 44 年 10 月 1 日規則第 12 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 44 年 9 月 20 日から適用する。

附 則(昭和 47 年 5 月 1 日規則第 18 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 53 年 8 月 25 日規則第 14 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 53 年 4 月 25 日から適用する。

附 則(平成 17 年 2 月 18 日規則第 2 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する

附 則(平成 21 年 2 月 5 日規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

## 行政協力委員長協議会地区割

1 ブロック	番町, 笠岡
2 ブロック	富岡北, 富岡南, 今井, 大島, 新横島・緑町
3 ブロック	金浦, 城見, 陶山
4 ブロック	大井, 大井南, 吉田, 新山, 北川
5 ブロック	横江・美の浜, 神島, 神島外, 高島, 飛島
6 ブロック	白石島, 北木島, 真鍋島, 六島

※理事選出方法・・・各ブロックに理事2名の計12名とする。

行政協力委員 各位

日本赤十字社岡山県支部 笠岡市地区長

## 令和 8 年度「日赤会員等増強運動」協力依頼について

毎年実施しております「日本赤十字会員等増強運動」につきましては、行政協力委員の皆様方の格別の御協力をいただきまして活動資金の集金に毎年好成績をあげておりますことを、厚く御礼申し上げます。

本年も5月の「赤十字運動月間」に併せ、全国的に「日赤会員等増強運動」が行われます。この運動の趣旨を御理解のうえ、全戸会員等を目標に御支援・御協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

### 記

#### 1 活動資金の金額

会員等の活動資金年額は「500 円以上」です。同封の納入書（黄）には前年納入された方の氏名と金額を記載しています。

#### 2 活動資金の送金について

笠岡市社会福祉事務所や笠岡市社会福祉協議会窓口等で活動資金の納入を受け付けております。納入にあたりましては6月末までに納入くださいますよう、御協力のほどよろしくお願いいたします。

#### 3 地区交付金について

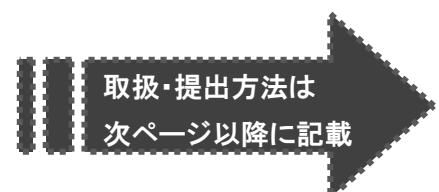
第2回行政協力委員長・副委員長会議にて、各地区には集金いただいた金額の**1割**を、地区交付金として交付いたします。交付方法につきましては、令和6年度までに採用してございました交付単位にて交付させていただきます。

地区交付金につきましては、地域での福祉活動や防災事業にご活用ください。

#### 4 その他

(1) 税制上の優遇措置や表彰制度につきましては、「活動資金募集のしかた」をご覧ください。

(2) 集金の仕方については次ページ以降をご参照ください。



# 1 取扱方法

## (1) 赤十字活動資金納入書

### (ア) 継続加入（活動資金募集のしかたP4掲載）

活動資金を領収したときは、領収年月日を記入したうえで、取扱者印を押し、領収証書（右側）を切り離して会員等の方へお渡しください。

※ 納入者住所・氏名を変更する場合・・・①③欄の住所・氏名を訂正してください。

※ 納入金額を変更する場合・・・②④欄の本年度の納入額を、変更後の金額に訂正してください。

#### 【納入書 表面】

The diagram shows two forms side-by-side, separated by a vertical dashed line labeled "切り取り" (cut). The left form is the "Red Cross Activity Fund Receipt" (赤十字活動資金納入書) and the right is the "Receipt Certificate" (領収証). Both forms are for the fiscal year "令和8年度" (Reiwa 8th year).

**Left Form (Receipt):**

- 台帳番号 (Ledger Number)
- 納入年度 (Fiscal Year): 令和8年度
- ご住所 (Address): ① (Annotation: 送金場所へ←←)
- お名前 (Name): 様
- 前回の納入額 (Previous Contribution): 円
- 本年度の納入額 (This Year's Contribution): 円 (Annotation: ②)
- 取扱者印 (Handler Seal): ⑤ (Annotation: 取扱者印を記入してください)

**Right Form (Receipt Certificate):**

- 台帳番号 (Ledger Number)
- 納入年度 (Fiscal Year): 令和8年度
- ご住所 (Address): ③ (Annotation: →→ 納入者へ)
- お名前 (Name): 様
- 前回の納入額 (Previous Contribution): 円
- 本年度の納入額 (This Year's Contribution): 円 (Annotation: ④)
- 領収年月日 (Date of Receipt): 令和 年 月 日 (Annotation: 領収年月日を記入してください)
- 取扱者印 (Handler Seal): ⑥ (Annotation: 取扱者印を記入してください)
- 支部長 伊原木隆太 (Branch Chief: Takahata Takahito)

Additional annotations include "切り取り" (cut) at the top and "切り取り線" (cut line) on the left side of the right form.

### (イ) 脱退（活動資金募集のしかたP8, 9掲載）

脱退される場合は、納入書裏面の異動連絡票へ「死亡」、「転居」、「脱退申出」等の脱退理由を記入し、領収証書（右側）を切り離さずに提出してください。

※納入者死亡の際は、名義変更の申出があった場合は変更し、変更の申出が無い場合は脱退になります。同居別世帯家族がいる場合も同様です。

## (ウ) 新規加入

新規に加入される場合は、同封のPR用チラシ末尾（赤十字会員等加入・寄付申込書及び領収証）をご利用ください。

住所、氏名、金額、領収年月日を記入し、取扱者印を押して領収証を会員等の方へお渡しください。

### 【PR用チラシ】

**クレジットカード決済・口座振替等でもご協力いただけます**

**クレジットカード・AmazonPay**  
インターネットにて登録手続きいただけます。検索または二次元コードからアクセスしてください。

日赤 LP

**口座振替**  
口座振替依頼書をお届けしますので、岡山県支部へお電話またはお問い合わせフォームにてご依頼ください。

**銀行振込**  
下記口座へお振り込みください。振込手数料が免除となる払込票をご希望の方は岡山県支部へお電話またはお問い合わせフォームにてご依頼ください。

中国銀行 本店 普通 761184  
トマト銀行 本店 普通 1430922  
ゆうちょ銀行 01210-2-370

\*振込先口座とは異なりますので、ご注意ください。

皆さまからのご寄付は、被災地での医療救護をはじめ、防災知識の普及や救援物資の備蓄等、災害への備えに活かされます。

例えば……

**2,000円 ▶ 毛布 / 1人分**

避難所生活に不可欠な毛布を備えることができます。

**3,000円 ▶ 安眠セット / 1人分**

避難所生活での睡眠に役立つ物品が一セット収納された安眠セットを備えることができます。

日本赤十字社岡山県支部  
〒700-0823 岡山市北区丸の内二丁目7番20号 TEL:086-221-9595 FAX:086-221-9599 <https://www.jrc.or.jp/chapter/okayama/>

**命を守り続けたい  
があります**

活動資金へのご協力を  
お願いします

**日本赤十字社 岡山県支部**  
Japan Red Cross Society

人間を救うのは、人間だ。

**赤十字会員等加入・寄付申込書**

令和8年度

納人氏名 姓 名

〒 市区町村 町内会名

〒 住所

お名前 姓 名

性別  男  女  法人

金額 十 万 千 百 十 円

※金額の先頭に\*マークをご記入ください。  
該当する場合は□に✓(チェック印)をおつけください。  
 赤十字会員等に加入せず、今年度のみ寄付します

令和 年 月 日

連絡事項 台帳整理 取扱者印

**領収証**

令和8年度

納人氏名 姓 名

〒 市区町村 町内会名

〒 住所

お名前 姓 名

金額 十 万 千 百 十 円

※金額の先頭に\*マークをご記入ください。  
上記のとおり領収いたしました。  
ご協力いただきありがとうございます。

令和 年 月 日

日本赤十字社岡山県支部  
支部長 伊原木 隆太

取扱者印

この領収証は、確定申告で所得税の寄付金控除を受ける際に必要となります。  
請求書の個人情報は、日本赤十字社の活動資金の調査や事務を行う目的でのみ使用します。

こちらをご利用ください。

## (2) 赤十字活動資金集計表

赤十字活動資金集計表(提出用)

地区 ①

納入者 ②

ご連絡先電話番号 ③

	活動資金内訳				金額
	500円	1,000円	2,000円	円	
新規加入	④				円
継続の方	④				円
寄付の方	④				円
合計	⑤				円

⑥ (市役所・社協・農協・笠信・ゆうちよ・ )  
※ゆうちよの方は振込日  
 令和 年 月 日 (領収印)

赤十字活動資金集計表(委員用)

地区 ①

納入者 ②

ご連絡先電話番号 ③

	500円	1,000円	2,000円	円	金額
	新規加入	④			
継続の方	④				円
寄付の方	④				円
合計	⑤				円

⑥ (市役所・社協・農協・笠信・ゆうちよ・ )  
※ゆうちよの方は振込日  
 令和 年 月 日 (領収印)

- ①印字している地区名に変更があるときは、お手数ですが訂正をお願いします。
- ②③納入者欄、ご連絡先に行政協力委員様の氏名、電話番号を記入してください。
- ④新規、継続などの欄に領収した件数を記入してください。  
 ※500円、1,000円、2,000円以外の納入金額がある場合は空欄に金額を記入してください。
- ⑤新規・継続・寄付それぞれの合計金額、金額別の件数、総金額を記入してください。
- ⑥提出先に○を付けてください。

## 2 提出方法

### (1) 郵便局以外の窓口へお越しの場合

※笠岡市福祉総務課（中央公民館1階）、笠岡市社会福祉協議会、晴れの国岡山農協、笠岡信用組合または出張所の窓口へ①納入書、②集計表、③連名簿、④活動資金の4点をお持ちください。

※窓口で領収印を押した集計表の右半分（委員用）をお渡し致します。

### (2) 郵便局で送金される場合

活動資金は、同封の払込取扱票での送金をお願いします。

※払込取扱票の受領証を領収証とさせていただきます。大切に保管してください。

※①納入書、②集計表、③連名簿の3点を同封の日本赤十字社宛の封筒で郵送していただきますようお願い申し上げます（集計表はお返ししません）。

※同封の払込取扱票による振込について、手数料は無料です。

御協力をよろしくお願いいたします。

問い合わせ:笠岡市福祉総務課 TEL 0865-69-1033

# 開庁（窓口受付）時間短縮試行のお知らせ

## 1 背景・目的

勤務時間と開庁時間が同一であるため、開庁前の準備や閉庁後における片付け等により、恒常的な時間外勤務が生じています。また、勤務時間中に、所属職員全員による打合せ、懸念や課題の伝達などの時間を生み出せない状況にあり、特に、窓口職場においては、その状況が顕著です。

こうした状況を改善することにより、限られた人員で持続的かつ安定的な行政サービスを提供する仕組みを構築し、更なる市民サービスの向上につなげるため、庁舎等の開庁時間を試行的に短縮します。

## 2 開庁（窓口受付）時間短縮試行の概要

### (1) 開庁時間

(変更前) 8時30分～17時15分

⇒ **(変更後) 9時～16時30分**

※ 法令等により時間が定められているものは除きます。

### (2) 対象

本庁舎、分庁第一、分庁第四、上下水道庁舎、環境課庁舎、まちづくり課、各出張所

### (3) 試行開始日

**令和8年7月1日（水）から試行開始**

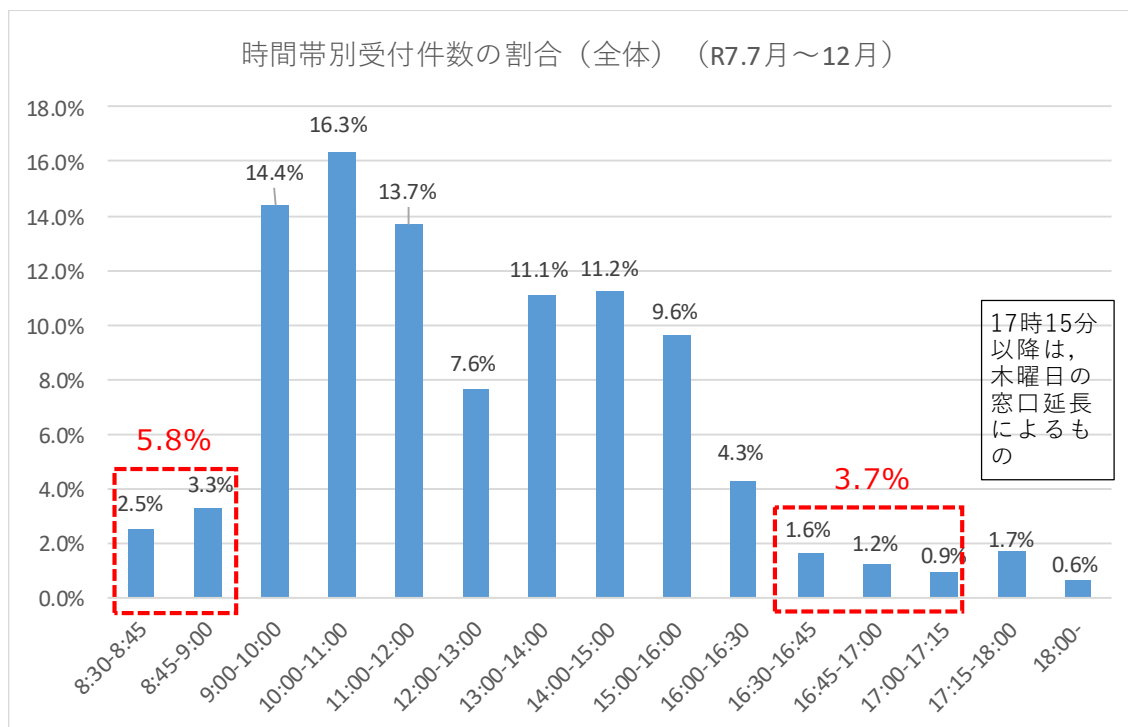
### (4) 試行期間中における来庁者への対応

- ・ 勤務時間中は原則対応します。ただし、開庁前、閉庁後の片付け等常態化している時間外勤務の解消も目的の一つとしているため、勤務時間開始後準備が整い次第、対応することとします。
- ・ 庁舎出入口の施錠等は、これまでどおり変更はありません。
  - ※ 庁舎入口への案内表示、窓口カウンター等に開庁・閉庁時間をお知らせする掲示等を行います。
- ・ 電話対応は、これまでどおり変更はありません。
  - ※ 試行期間中に電話の運用方法を検討しますので、試験的に対応を変更する可能性があります。

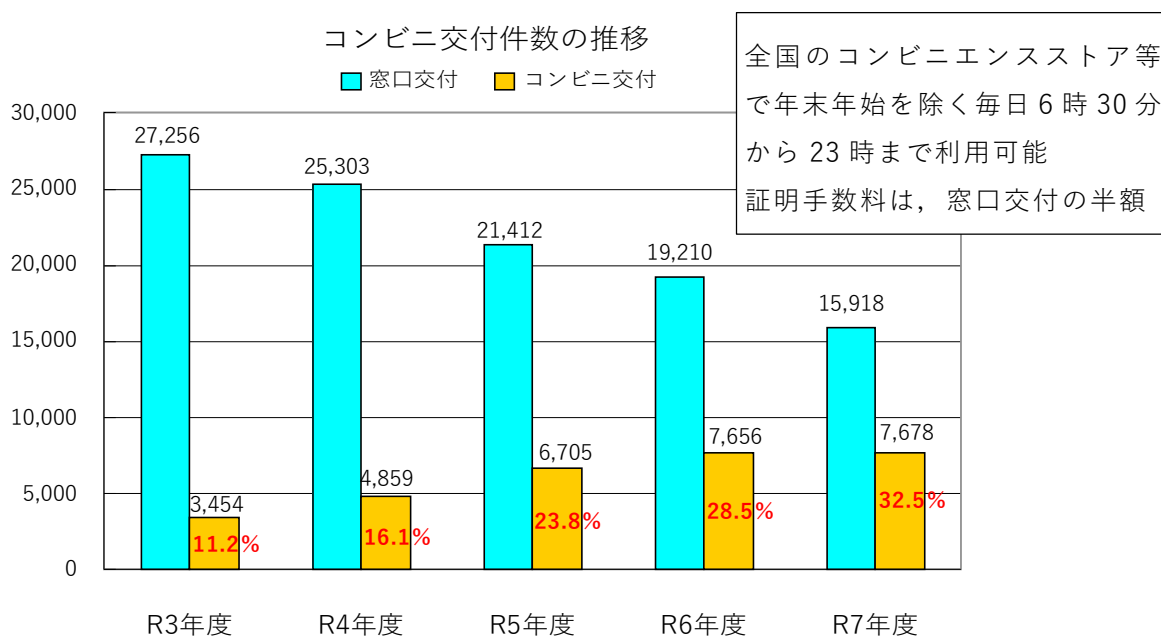
### 3 窓口延長・臨時窓口の継続

- ・毎週木曜日の窓口延長（19時まで）
- ・マイナンバーカード申請等の臨時窓口の開設（月1回日曜日）
- ・年度末の臨時窓口（1～2回）

### 4 開庁時間短縮の影響



令和7年7月～12月窓口対応状況調査結果



R7年度は令和8年2月末現在の件数

## 5 円滑な実施のための対策

市広報紙，市ホームページ，市公式 LINE，案内チラシ，市民課窓口モニターなど，様々な媒体を活用し，継続的に丁寧な周知を行います。あわせて，来庁しなくても他の手段で手続きができることを積極的に発信します。

あわせて，電子申請などオンライン化に対応した手続きの充実を進め，窓口に行かなくてもできる手続きの周知や実際に体験することができる機会を設け，市民の利便性の向上を図ります。

## 6 開庁時間短縮による効果

(1) 開庁時間の短縮により生み出された時間を，職員が勤務時間内に内部事務や打合せ，業務改善，自己研さんに充てることにより，市民サービスの質的向上に活用できます。

(2) 職員の時間外勤務を前提とした労働形態を解消することができるため，業務の生産性向上に資することができます。

(3) 電子申請などオンライン化に対応した手続きの充実を図ることにより，市役所に行かないとできない手続きと分化を進めることが可能となり，デジタルに不慣れな人への対応の充実や，全体の待ち時間の短縮につなげることができます。

## 7 本格実施の検討

この試行により，市民サービスへの影響，職員の勤務環境への影響，オンライン手続きの実施状況等を評価し，本格実施の時期を判断します。

# 市役所の開庁時間を短縮 します

(試行実施)

令和8年7月1日(水)から  
9時～16時30分

職員の勤務時間に変更はありません。  
試行期間中、8時30分～17時15分ま  
で対応いたします。  
また、法令などにより時間が定められ  
ている業務は除きます。



# 対象／本庁舎・分庁第一・分庁第四・上下水道庁舎・環境課庁舎・まちづくり課・出張所

庁舎名等	部署名
本庁舎	1階 税務課・市民課・長寿支援課・会計課・市議会事務局・監査委員事務局
	2階 危機管理課・企画政策課・秘書課・デジタル推進課・建設管理課・建設事業課・都市計画課・農政水産課 ・商工観光課・ふるさと寄附課
	3階 総務課・人事課・財政課・公有財産管理課
分庁第一	1階 福祉総務課・地域福祉課・健康推進課・子育て支援課・こども育成課
	2階 教育総務課・学校教育課・生涯学習課
分庁第四	1階 人権推進課・選挙管理委員会事務局
上下水道庁舎	上下水道総務課・上下水道工務課
環境課庁舎	環境課
1 その他	まちづくり課
出張所	白石島出張所・北木島出張所・真鍋島出張所

## 窓口延長・臨時窓口・コンビニ交付をご利用いただけます

**窓口延長（毎週木曜日19時まで）**：市民課・税務課・子育て支援課・こども育成課・学校教育課  
**マイナンバーカード申請等の臨時窓口（月1回日曜日・予約制）**  
**コンビニ交付（6時30分～23時）**

マイナンバーカードを利用して、住民票の写し・印鑑登録証明書・所得証明書などをコンビニエンスストアで取得（窓口交付手数料の半額の200円）できます。

お問合せ先

総務部総務課

☎ 0865-69-2121 FAX 0865-69-2190  
 E-mail soumu@city.kasaoka.lg.jp



詳しくは  
 笠岡市HPへ→



## コミュニティ助成事業(宝くじ助成金)

### 【事業の趣旨】

コミュニティ助成事業は、(一財)自治総合センターが宝くじの受託事業収入を財源として実施している事業で、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりにつながる事業などに対して助成を行っています。地域コミュニティ活動の充実・強化を促進することにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上を図るものです。

### 【助成事業の種類】

事業名	担当課	連絡先
①一般コミュニティ助成事業	まちづくり課	0865-69-2123
②コミュニティセンター助成事業		

### 令和8年度実施のコミュニティ助成事業の募集は終了しています。

令和9年度事業の要望については、随時、相談受付を行っていますので、担当課にお問い合わせください。

### ①一般コミュニティ助成事業の要望について

一般コミュニティ助成事業は、地域が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感や自治意識を高めることを目的に、地域コミュニティ活動に必要な備品の購入(建築物、消耗品は除く)に対して助成を行う事業です。

### 【助成対象経費】

コミュニティ活動に直接必要な設備の整備に要する経費

### 【助成対象の例】

区分	設備
生活環境の清潔、美観の維持等	草刈り機、芝刈機、除雪機等
健康の管理・増進	トレーニング用具、健康管理器具等
生活安全の確保の推進	防犯灯、AED等
お祭り、運動会、 その他コミュニティ行事	太鼓、御輿、山車、法被、テント、組立式ステージ、 放送設備、音響機器、各種用具等
文化・学習活動	視聴覚機器、調理用機器、イス・テーブル等
体育・レクリエーション活動	スポーツ用具、遊具、照明器具等
その他	コミュニティ掲示板、屋外放送設備等

※特定の宗教団体・宗教施設の名称が入ったものは対象外となります。

※例示されていないものでも助成対象となる場合があります。また、例示した設備であっても、購入に際しての注意事項や、その設置場所等により、助成対象外となる場合がありますので、ご注意ください。

### 【助成対象団体】

コミュニティ組織(自治会、町内会、保存会等)またはコミュニティ組織の連合体

### 【助成金額】

100万円から250万円まで。(100万円未満のものは対象外。10万円単位で申請。)

## ②コミュニティセンター助成事業の要望について

地域の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、さらにその発展を目的に、住民の需要に応じた機能を有する集会施設（コミュニティセンター・自治集会所等）の建設または大規模修繕の工事費用等に助成を行う事業です。

### 【助成対象経費】

集会施設の建設または大規模修繕の工事費用、及びその施設に必要な備品の整備に要する費用

### 【助成対象外の経費】

- ×土地の取得及び造成費用
- ×既存の施設または設備の修理、修繕、撤去及び解体処理の費用
- ×既存の施設の増築
- ×外構工事に要する経費

### 【助成対象団体】

認可地縁団体

### 【助成金額】

対象となる事業費の5分の3以内に相当する額。2000万円まで。（10万円単位で申請）

## ③要望の事前相談について

現在は募集期間中ではありませんが、随時、事前相談の受付を行っています。  
助成金の要望をお考えの団体は、協働のまちづくり課の担当までご相談ください。  
ただし、必ず令和9年度の募集があるとは限りませんのでご注意ください。

### 【申請締め切り（予定）】

令和8年9月30日（火）（予定）

### 【お問合せ・連絡先】

まちづくり課 まちづくり係

電話 0865-69-2123 FAX0865-69-2184 E-mail machizukuri@city.kasaoka.lg.jp

### 【その他】

1. 自治総合センターからまだ実施要綱が出されていませんが、要望の意志がある場合は、このご案内のほかにも留意事項等がありますので、必ず事前にご相談ください。
2. 例年、多くの団体から要望をいただき、笠岡市において必要性、活動状況、地域性、計画性、受益数などについてお聞きした上で、岡山県を通じて、自治総合センターへ申請しています。自治総合センターでの審査及び予算の範囲内で助成決定されるため、申請されても不採択となる場合があります。（笠岡市分で採択されているのは、年1、2件程度）
3. 今後、自治総合センターから募集があり次第、笠岡市のホームページなどでお知らせします。募集期間が短い場合もありますのでご注意ください。
4. この助成事業は毎年募集されるとは限りませんのでご注意ください。

（一財）自治総合センターホームページ：<http://www.jichi-sogo.jp/>

# 市民活動保険制度

笠岡市では、市民の皆様が安心して地域活動やボランティア活動などの市民活動を行っていただけるように、市民活動中の事故や行事の参加者などに損害を与えた場合に適用される「笠岡市市民活動総合補償保険」に加入しています。

保険料は市が負担します。また、市へ事前の申請は必要ありません。

## ■ 保険の対象となる活動

- ・主として笠岡市民により構成される、市民活動団体が行う地域活動、青少年健全育成、環境保全活動など公益性のある無報酬の活動
- ・地域の伝統行事として、お祭りや御輿への参加も補償範囲になりました（見物客は対象外）

※市民活動団体とは…笠岡市内に活動の拠点を置く町内会、老人会、子ども会、ボランティア団体など

## ■ 対象となる事故

- ・行事主催者や参加者がその活動中、他人に損害を与えたとき
- ・行事主催者や参加者が、その活動中または往復途上に損害を被ったとき

※自動車による賠償事故、疾病が原因の傷害、ボランティアを受ける人、単なる見物・応援の人の事故、などは対象外

## ■ 保険の内容

区		分	保険金額（限度額）	免責
賠償責任	対人	身体賠償	1名6,000万円 1事故2億円	1万円
	対物	財物賠償	300万円	
		保管物賠償	100万円	
傷害	本人	死亡保険	500万円	—
		後遺障害保険	程度により15万～500万円	
		入院保険	1日3,000円 (事故日から180日以内)	
		通院保険	1日2,000円 (事故日から180日以内で通院日数90日以内)	

※財物賠償の場合、減価償却費相当額は支払われません。

## ■ 事故があったら報告を

事故があった場合は、笠岡市まちづくり課へご連絡ください。

※市主催の行事等であれば、その担当課にご連絡ください。

笠岡市まちづくり課 TEL：0865-69-2123

住所：笠岡市六番町2-5

(備中県民局井笠地域事務所 第2庁舎内)

# 地区集会所施設整備費補助金のお知らせ

笠岡市役所 まちづくり課

## 1 笠岡市地区集会所施設整備費補助金交付制度(令和9年4月以降着工分)

地域住民の連帯意識の向上並びに自主活動の促進を図ることを目的として住民自治組織が集会所を新築，増築，改修又は修繕するときその自治組織に対して，予算の範囲内において補助金を交付するものです。

① 新築・増築・改修・修繕・敷地取得・整地 補助率 1 / 2 以内 (限度額は別表)

※ 増築・改修・修繕・整地の場合は 工事費用が 30 万円未満の場合は補助対象外

※ 新築・土地取得・整地の場合，総事業費や世帯数なども補助金算出に関係するためお問い合わせください。

② 公共下水道の供用開始に伴う排水施設・水洗便所等の新築・改修

補助率 2 / 3 以内 (限度額は別表)

※ ①・②とも，この補助金の交付を受けてから，5年を経過していない集会所は対象外

・令和9年度実施予定分：要望申込み期限 令和8年9月30日(水) 厳守

・お問い合わせ 随時

※ 市内業者での発注をお願いします。

※ 各年度予算上限を設けて実施するため，年度により採択数が異なります。

◎ 補助金額他，詳細についてはお問い合わせください。

担当課：笠岡市役所 まちづくり課

電話：(0865) 69-2123

事務所所在地：笠岡市六番町2-5

井笠地域事務所第2庁舎笠岡市市民活動支援センター内

(別表)

1 地区集会所施設整備費補助金限度額

	区分	対象地区	補助限度額
1	新築	大字名	800万円
		小字名	400万円
2	増築・改修・修繕	大字名	200万円
		小字名	150万円
3	整地	大字名	200万円
		小字名	150万円
4	敷地取得	大字名	300万円
		小字名	200万円
5	公共下水道	100万円	

## 第1回 笠岡市行政協力委員長協議会理事会案件

子育て応援情報について

■規格           A4両面   8ページ（4枚）

■折込時期       令和8年7月号

（子育て支援課）

## 笠岡市行政協力委員長協議会親睦会規程

### (目的及び組織)

第1条 行政協力(副)委員長(以下「会員」という。)相互の親睦と融和を図ることを目的とする。

### (会 員)

第2条 会員は行政協力委員長協議会に属する委員長と副委員長とする。

### (役 員)

第3条 役員として会長(1名)、幹事(若干名)、会計(1名)、監査(2名)を置く。

- 2 会長は協議会長とする。
- 3 幹事は協議会副会長とする。
- 4 幹事は合意をもってこの会の運営に当たらなければならない。
- 5 会計はこの会の経理を行うものとする。
- 6 監査はこの会の経理を監査する。
- 7 役員の任期は2年とする。

### (会 費)

第4条 第1条の目的を達成するため、毎年親睦会費として次のとおり徴収する。

会員 1000円

- 2 前項の会費徴収は、毎年度当初に開催する委員長会議の日とし、必要に応じ追加徴収できるものとする。

### (会費の保管)

第5条 前条の規定により徴収した会費は、会計名義の預金として保管する。

### (慶弔等の贈呈)

第6条 会員に慶弔時があったときは、次の各号に基づき金員を贈呈するものとする。

- (1) 会員が不慮の災害を受けた場合は、5000円とする。
- (2) 会員が死亡したときは、10000円とする。
- (3) 全各号のほか特に必要と認めた場合は、役員で協議する。

### (その他)

第7条 第5条によって生じる利息は会員相互のものとし、第4条第1項の会費に加算するものとする。

- 2 その他必要な事項は、会員の総意により定める。

### 附 則

この規程は、平成2年11月1日から施行する。

この規定は、平成17年4月1日から施行する。

この規定は、平成19年4月26日から施行する。

笠岡市行政協力委員長協議会親睦会研修視察 過去の実施状況

1 令和7年度

- (1) 研修視察日 令和7年10月27(月)
- (2) 視察先 鋼管町 (JFE エンジニアリング株式会社 笠岡モノパイル製作所)
- (3) 支出額 0円
- (4) 交通手段 公用車 (マイクロバス)

2 令和元年度

- (1) 研修視察日 令和元年11月6日(水)
- (2) 視察先 北木島
- (3) 支出額 211,785円 (船賃, 入館料, 昼食代, 写真代)
- (4) 交通手段 陸地→北木島: 船, 島内: 公用車 (マイクロバス等)

3 平成30年度

- (1) 研修視察日 平成30年8月29日
- (2) 視察先 学校給食センター
- (3) 支出額 10,800円 (昼食代)
- (4) 交通手段 各自

4 平成29年度

- (1) 研修視察日 平成29年7月28日(金)
- (2) 視察先 人形峠
- (3) 支出額 76,954円 (昼食代, 写真代等)
- (4) 交通手段 バス (全額補助)

5 平成27年度

- (1) 研修視察日 平成27年6月25日(木)
- (2) 視察先 岡山エコタウン
- (3) 支出額 144,168円 (昼食代, 交通費, バス借上料)
- (4) 交通手段 バス (一部補助) 35,000円親睦会負担

# 令和8年度笠岡市当初予算

---

一般会計 249億 8,980万円

(前年比 △ 9.2%)

特別会計 128億 4,725万円 ( // + 4.5%)

企業会計 69億 9,734万円 ( // △18.8%)

合計 448億 3,439万円 ( // △ 7.4%)

# 令和8年度当初予算 体系別イメージ

令和8年度は、今後の本市の指針となる「第8次笠岡市総合計画」がスタートします。本計画では、将来像を『「対話」と「協調」と「連携」で築く夢と笑顔が広がるまちづくり』と定め、そのビジョンに向けた基本理念を

「暮らしを支える」「まちを整える」  
「子どもを守り人を育む」の三つの柱と、  
これらを支える「横断的施策」で  
構成しています。

また、  
「カブトガニを  
シンボルとしたまちづくり」  
をスローガンとして掲げ、その一環として  
「カブトガニ未来創生プロジェクト」  
を推進します。



# カブトガニを シンボルとした まちづくり

笠岡市役所全体が  
スローガンを共有しながら  
様々な施策を進めていきます

## 政策部

カブトガニをシンボルと  
したまちづくりにより市  
民のシビックプライド  
(愛着)を深める

## 教育部

カブトガニのいる  
環境が子どもたちの  
「学びたい」を  
育てる

## 総務部

誇りあるまちづく  
りを制度と組織で  
支える

## 産業部

自然を守る姿勢が企  
業の信頼を上げ、経  
済の循環につながる

## 市民生活部

カブトガニの生きる  
環境を守ることが人  
の暮らしを整えるこ  
とにつながる

## 建設部

まちのつくり方は市  
民の暮らしや自然環  
境にも大きく影響す  
ることから、自然環  
境に配慮したまちづ  
くりを進める

## こども

## 健康福祉部

豊かな自然が人の心  
と体を支える。自然  
環境を守ることが市  
民の安心につながる

# 基本理念別 主な新規・拡充事業

## 暮らしを支える

- ・企業立地促進奨励金  
(民有地における大規模企業の誘致推進)
- ・中小企業伴走支援補助金
- ・ガラモ場(藻場)整備事業
- ・カブトガニ関連商品開発事業
- ・地域経済活性化専門人材活用事業
- ・道の駅笠岡バイファーム  
リニューアル事業
- ・地域で行う健康増進事業
- ・認知症早期発見・予防事業
- ・住宅リフォーム助成金

## まちを整える

- ・まちなみづくり支援事業
- ・離島航路維持補助金
- ・航路改善計画策定事業
- ・地域の移動支援事業
- ・高齢者タクシー利用助成事業
- ・カブトガニ環境サミット
- ・臭気対策事業

## こどもを守り人を育む

- ・医療的ケア児保育支援事業
- ・放課後児童クラブ2人目以降無償化事業
- ・不妊治療費助成事業
- ・子ども医療給付事業(対象年齢拡大)
- ・小学校チーム担任制実現に向けての加配事業
- ・屋内運動場空調整備事業
- ・小学校給食費無償化事業
- ・中学校給食食材費補助金
- ・電子図書館導入事業
- ・部活動地域展開推進事業

## 横断的施策

- ・オープンイノベーション・コミュニティシステム  
導入事業
- ・情報発信スキルアップ支援事業
- ・新庁舎建設準備事業



# 暮らしを支える

令和8年度当初予算額  
7,704百万円

## 主な新規・拡充事業

### 企業立地促進奨励金

(民有地における大規模企業の誘致推進) (0千円)

民有地への大規模事業立地を促進するため、民有地での大規模工場建設等に対する奨励金を拡充する。

### ガラモ場（藻場）整備事業 (5,000千円)

稚魚の育成場として重要なガラモ場を造成するための検証場を造成する。

### 地域経済活性化専門人材活用事業 (12,000千円)

専門性の高い民間人材を活用して観光協会の運営、商品開発など、観光・商業の振興を図る。

### 地域で行う健康増進事業 (1,720千円)

高齢者交流活動など健康づくりにつながる地域での取組を支援し、健康寿命の延伸を目指す。

### 住宅リフォーム助成金 (20,000千円)

物価高騰対策として上限額を増額するとともに、高齢者や低所得世帯等についてはさらに上限額を嵩上げする。補助率1/2 上限12万円（高齢者世帯等 上限15万円）【物価高騰対策】

### 中小企業伴走支援補助金 (8,631千円)

市内金融機関連携による新たな専門相談窓口の設置や専門家派遣、DXを活用した経営状況改善に向けた伴走支援体制の強化を図る。

### カブトガニ関連商品開発事業 (1,200千円)

カブトガニ未来創生プロジェクトの一環として、カブトガニに関する様々な商品を開発し、民間事業者との連携などによる展開を図る。

### 道の駅笠岡ベイファームリニューアル事業 (36,225千円)

民間活力導入可能性調査、測量・地質調査業務を実施し、基本計画を策定する。

### 認知症早期発見・予防事業 (814千円)

認知機能セルフチェッカー等によりMCI（軽度認知障害）の早期発見を行い、かかりつけ医や専門医への受診に繋げたり、予防教室への参加を促しながら、重度化を予防する。



# まちを整える

令和8年度当初予算額  
5,599百万円

## 主な新規・拡充事業

### まちなみづくり支援事業 (30,000千円)

市内の住宅不足を解消するため、市有地の積極的な住宅用地としての提供検討を進めるとともに、笠岡駅前エリアの商業地域内で、かつ居住誘導区域内における建物の除却促進と共同住宅建設を促進する。

### 航路改善計画策定事業 (1,547千円)

持続可能な航路のあり方について調査・検討を行い、航路改善計画を策定する。

### 高齢者タクシー利用助成事業 (56,370千円)

1乗車あたりの利用上限を撤廃するとともに、仕組みの効率化と不正利用の防止等のためにマイナンバーカードを活用した助成に切り替える。

### 臭気対策事業 (18,035千円)

臭気対策資材の購入費補助を拡充して購入・利用を促進するとともに、畜産農家等を対象に移動式測定を含む臭気の調査・測定を行い、測定結果の可視化に基づく指導と優良事例の横展開により対策を推進し、臭気の低減を図る。

### 離島航路維持補助金 (65,565千円)

従前の国庫補助制度に加え、佐柳本浦航路において補助対象外となっている区間の赤字についても新たに1/2の補助を行い、国庫補助対象航路の維持を図る。

### 地域の移動支援事業 (5,080千円)

まちづくり協議会による地域の実情に応じた車両運行による移動支援の実施とその仕組みの構築を支援することで、地域が主体となる移動支援の取組を推進する。

### カブトガニ環境サミット (2,600千円)

カブトガニを生物多様性のシンボルとして位置づけ、豊かな自然を守ることで、住民から選ばれるまちになる。



# こどもを守り人を育む①

令和8年度当初予算額  
6,181百万円

## 主な新規・拡充事業

### 医療的ケア児保育支援事業 (9,529千円)

医療的ケア児に対して、保育・教育サービスを提供できる環境を整える。

### 不妊治療費助成事業 (4,000千円)

保険が適用される不妊治療を受ける場合に、自己負担額を助成する。

### 小学校チーム担任制実現に向けての 加配事業 (5,020千円)

市独自で常勤講師1名を配置し、体制を強化する。  
チームによる組織的な対応により、児童一人一人の特性や発達の多様化・複雑化等が進む中、より効果的・専門的な指導や対応を行う。

### 放課後児童クラブ2人目以降無償化事業 (7,770千円)

2人以上の児童がクラブを利用する多子世帯に対し、2人目以降の負担金を無償化する。

### 子ども医療給付事業 (対象年齢拡大) (230,070千円)

従来の制度のうち通院について、令和8年4月から高校生まで対象を拡大することで、通院・入院ともに高校生まで医療費が無償となる。

### 屋内運動場空調整備事業 (135,900千円)

新山小学校・笠岡東中学校の屋内運動場に空調設備を整備する。



# こどもを守り人を育む②

令和8年度当初予算額  
6,181百万円

## 主な新規・拡充事業

### 小学校給食費無償化事業 (108,401千円)

学校給食費の抜本的な負担軽減に対応し、小学校の学校給食費を無償化する。

### 電子図書館導入事業 (6,344千円)

電子図書館を導入し、来館しなくても図書館サービスを受けられる仕組みを整備する。

### 中学校給食食材費補助金 (9,021千円)

米価等食材費の高騰に対応するため、令和7年度に引き続き生徒の給食費に補助金(1食あたり60円)を支出する。【物価高騰対策】

### 部活動地域展開推進事業 (6,125千円)

学校で行う部活動を、地域クラブや地域の人材と連携して行う「地域展開」を推進する。そのためコーディネーターを配置し、地域クラブへの移行の支援や専門指導者による学校での活動体制を構築する。



# 横断的施策

令和8年度当初予算額  
2,050百万円

## 主な新規・拡充事業

### オープンイノベーション・コミュニティシステム導入事業 (4,000千円)

課題に対する提案や解決案を有する事業者を募り、マッチングを行い、採用した事業について実証実験を行う。

### 新庁舎建設準備事業 (100千円)

新庁舎建設に向け、関係機関との協議を行い、今後予定している基本計画策定に向けた準備を行う。

### 情報発信スキルアップ支援事業 (1,749千円)

市が実施している様々な施策を市民をはじめ多くの人に伝えるため、SNSによる市政及び魅力の発信の強化を行う。

## 物価高騰対策 (国の重点支援地方創生臨時交付金活用事業)

令和8年度当初予算額  
39百万円

### 飼料高騰対策補助金 (10,316千円)

長引く飼料価格の高騰により畜産農家の経営に深刻な影響が生じているため、飼料費の負担軽減を目的として補助金を交付し、事業継続を支援する。

### 住宅リフォーム助成金【再掲】 (20,000千円)

### 中学校給食食材費補助金【再掲】 (9,021千円)

※参考：令和7年度1月補正にて商品券(1万円/人)配付事業を含む物価高騰対策事業469百万円を計上済

# カブトガニ未来創生プロジェクト

絶滅危惧種でありながらも、現在も本市沿岸に生息するカブトガニは、笠岡市の自然環境の健全性を示す重要な指針となっています。

本プロジェクトは、カブトガニをシンボルとすることで、まずは市民の皆様に笠岡への愛着を深めていただく施策です。

カブトガニを環境指標（バロメーター）として、市民生活の質の向上と快適な生活環境の確保を図るとともに、企業や関係団体との連携を強化しながら、まちの価値を高め、魅力あるまちづくりを進めます。

そして将来世代が安心して暮らせる環境づくりを目指します。

## 主な関連予算

カブトガニ環境サミット

ガラモ場(藻場)整備事業

豊かな海の再生事業補助金

カブトガニ関連商品開発事業

カブトガニ博物館 特別展等事業

カブトガニ保護啓発活動

カブトガニ産卵池水路擁壁補強工事